

阿賀野市条例第11号

阿賀野市最終処分場条例

阿賀野市環境センター条例（平成16年阿賀野市条例第142号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に基づき、一般廃棄物を適正に処理するため、阿賀野市最終処分場（以下「施設」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 施設の名称及び位置は次のとおりとする。

名称	位置
阿賀野市最終処分場	阿賀野市笹岡字中ノ沢1623番地1

（維持管理）

第3条 市長は、施設を衛生的かつ安全に維持管理しなければならない。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。